

I 県民経済計算の概念と用語説明

1 県民経済計算の定義

県民経済計算は、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みを援用して、県域における経済活動を生産、分配、支出の三面からマクロ的に捉えて推計するものです。県経済の規模、循環、構造を体系的・計量的に把握することを目的としています。

2 主要系列表でみる経済の循環

県内に所在する経済主体が生産活動を行った結果、一定期間（通常は会計年度1年間）に新たに生み出された付加価値の総計は、つぎの算式のとおり、県内で生産された財貨やサービスの額である産出額から、生産の過程で原材料等として投入された中間投入額を控除したものとして表され、県内総生産（生産側）と呼ばれます。

$$\text{県内総生産（生産側）} = \text{産出額} - \text{中間投入額}$$

一方、生産された財貨サービスの需要と供給との間には、

$$\begin{array}{l} \text{産出額} + \text{移入} = \text{中間需要} + \text{最終消費支出} + \text{総資本形成} + \text{移出} \\ (\text{供給}) \quad \quad (\text{需 要}) \end{array}$$

という関係が成立していますので、上記の算式は次のように変形されます。

$$\begin{array}{l} \text{産出額} - \text{中間投入額} = \text{最終消費支出} + \text{総資本形成} + \text{移出} - \text{移入} \\ (\text{県内総生産（生産側）}) \quad \quad \quad (\text{県内総生産（支出額）}) \end{array}$$

このように、県内総生産（生産側）に見合う付加価値は支出面からも捉えることができ、県内総生産（支出側）と呼ばれます。

なお、県内の生産活動によって生み出された付加価値は、県内居住者に対して分配されるだけではなく、県外居住者が労働力の提供や債券、株式の所有という形で県内の生産活動に関与している場合には、付加価値の一部は雇用者報酬や利子、配当といった財産所得の形で県外にも流出します。また、これとは反対に、県内居住者が県外からこうした所得を受け取る場合もあります。

このため、県内生産者が生産要素の提供の見返りとして受け取った所得の総額である県内総生産（生産側）（県内総生産（支出側））に、域外からの要素所得の受取純計を加えたものを県民総所得と呼び、

$$\text{県民総所得} = \text{県内総生産} + \text{域外からの要素所得（純）}$$

という関係が成立しています。

次に、県内総生産から固定資本減耗（再生産可能な固定資産の通常の摩損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等の評価額）を費用として控除した後のものを県内純生産といいます。

更に、県内純生産には、市場価格（市場取引における売買価格）で測定する方法と要素費用（生産要素に対する費用）で測定する二つの方法があり、これら表示方法による県内純生産の間には、

県内純生産（市場価格表示）＝県内純生産（要素費用表示）＋生産・輸入品に課される税－補助金の関係が成立します。

この要素費用表示の県内純生産に域外からの要素所得（純）を加えたものが県民所得であり、

県民所得＝県内純生産（要素費用表示）＋域外からの要素所得（純）
という関係が成立します。

3 2015年（平成27年）基準改定による概念の変更

基準改定とは、「産業連関表」、「国勢調査」など経済・社会の構造を把握するため、約5年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計するものです。基準改定においては、反映する「産業連関表」の対象年の2015年をデフレーター基準年としています。2015年（平成27年）基準改定では、以下の三つの観点から改定が行われています。

- ・構造統計の反映によるベンチマークの変更（2015年（平成27年）産業連関表への対応など）
- ・国際基準（2008SNA）への対応
- ・経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善

また、2015年（平成27年）基準改定では、中央政府の扱いの見直しを行い、意思決定主体である制度単位としての中央政府等は、どの地域にも属さない域外（準地域）に位置するものとしました。したがって、中央政府等の地域事業所が地理的に県内に置かれる場合、生産単位の観点からは、県内という地理的範囲に所在する事業所として扱い、制度部門の観点からは域外（準地域）という概念上の地域に所在する制度単位に属するものとして扱います。

<諸項目の用語説明>

県内	---- 自県が管轄する県域の地理的範囲を指します。
県外	---- 自県が管轄する県域の地理的範囲外を指します。
域内	---- 自県の制度部門（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が所在するとする概念上の地域を指します。
域外	---- 他県の制度部門及び中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）が所在するとする概念上の地域を指します。このうち、中央政府等が所在する地域を準地域といいます。
中央政府等	---- 中央政府と全国社会保障基金を指します。
地方政府等	---- 地方政府（県、市町村）と地方社会保障基金を指します。
一般政府	---- 中央政府等と地方政府等を指します。

4 主要系列表に係る概念と用語説明

(1) 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産は、会計年度1年間に県内における生産活動によって新たに生み出された付加価値を経済活動別に示したもので、産出額から中間投入額を控除したものとして表されます。

省内で生産されたものであれば、県外居住者に分配されたものを含みますが、省内居住者に分配されたものでも、その源泉が県外で生産されたものは含みません。

なお、ここでいう生産には、農業や製造業などの物的生産ばかりでなく、卸売・小売業や金融・保険業などのサービス生産も含まれます。また、これには、農家の自家消費にあてられた生産物や所有者自身が使用する住居（持ち家）のサービスなどのように、貨幣と交換されない生産物も評価して含めています。

<諸項目の用語説明>

輸入品に課される税・ ---- 関税、輸入品消費税からなり、輸入した事業所が所在する県で計上されます。経済活動別に配分せず、一括計上します。

（控除）総資本形成に ---- 消費税は、事業者の販売する財貨・サービスの価格に上乗せされます。しかし、投資にかかる消費税は、他の仕入れにかかる消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できるため、総資本形成については、消費税額は含まれていません。そこで総資本形成（総固定資本形成と在庫変動）にかかる消費税全額を経済活動別に配分せず、一括計上して控除しています。（修正グロス方式）

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得は、生産要素の提供の見返りとして、省内居住者が受け取った所得として把握されます。これを制度部門面から見ると、各制度部門に分配され、家計の雇用者報酬、一般政府（地方政府等）・家計・対家計民間非営利団体の財産所得、民間法人企業・公的企業・個人企業の企業所得を形成します。

県民可処分所得は、制度部門別には、受け取った所得から経常移転の支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しくなります。県全体では、市場価格表示の県民所得に制度部門別所得支出勘定から求められる財産所得以外のその他の経常移転の純受取額の各制度部門総額を加算したものが県民可処分所得となります。

<諸項目の用語説明>

県民雇用者報酬 ---- 生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への配分額を指します。雇用者とは、市場生産者、非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員なども、ここでは雇用者に含まれます。省内雇用者報酬が、省内で働いている雇用者を対象としたものであるのに対し、県民雇用者報酬は、省内に居住する雇用者を対象としています。雇用者報酬の内訳は、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」となっています。

賃金・俸給	---- 一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与、役員報酬（給与・賞与）、議員歳費などの現金給与のほかに、自社製品、食券、通勤定期券等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出である現物給与も含まれます。社宅や公務員住宅など市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合の従業者の支払家賃とその時価との差額も現物給与の一種とみなします。
雇主の社会負担	---- 「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなります。
雇主の現実社会負担	---- 「雇主の現実年金負担」と「雇主の現実非年金負担」からなります。「雇主の現実年金負担」は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれます。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれます。一方、「雇主の現実非年金負担」には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれます。
雇主の帰属社会負担	---- 「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」からなります。「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務分）に、これらの制度の運営費を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義されます。一方、「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付が含まれます。
財産所得（非企業部門）	---- 金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対して土地を提供する見返りに得られる「賃貸料」からなります。
投資所得	---- 「利子」「法人企業の分配所得」「その他の投資所得」からなります。
利子	---- 金融資産の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得を指します。なお、県民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM調整後」です。
法人企業の分配所得	---- 「配当」「準法人企業所得からの引き出し」からなります。

その他の投資所得	---- 「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」からなります。
賃貸料	---- 土地の純賃貸料を指します。土地の賃貸は、建物や機械の賃貸とは違い所有者の生産活動とはみなされません。賃貸された土地は、生産面では使用者が所有しているかのようにみなされ、土地の所有に伴う税金、維持費等の経費は使用者が生産活動を行うためのコストの一部に計上されます。また、賃貸料からコストを差し引いた純賃貸料は使用者の営業余剰に含まれます。この営業余剰（純賃貸料）が使用者から所有者への受払として計上されます。
企業所得	---- 営業余剰・混合所得に受取財産所得を加算し、支払財産所得を控除したものとして求められ、民間法人企業・公的企業・個人企業ごとに表示されます。ただし、個人企業については、家計部分と経理が明確に区別し難い面があるため、受取財産所得は営業用資産に関して生じたものであっても、家計の財産所得とみなし、企業所得には含めません。また、支払財産所得のうち、賃貸料は全額個人企業の支払として取り扱い、利子は消費用以外のものを個人企業の支払と考えます。
生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）	---- 「生産・輸入品に課される税（地方政府）」から「補助金（地方政府）」を差し引いたものです。
生産・輸入品に課される税（地方政府）	---- 「生産・輸入品に課される税」のうち、地方政府に係るものを感じます。
生産・輸入品に課される税	---- 財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指し、生産コストの一部を構成するとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別されます。生産者の付加価値の一部になると同時に、制度部門別所得支出勘定において、地方政府の受取として計上されます。関税、消費税、不動産取得税、印紙税、企業の支払う自動車税、固定資産税、国際観光旅客税、更には特定の公的企業における利益の一部も財政収入を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれます。
補助金（地方政府）	---- 「補助金」のうち、地方政府に係るものを感じます。
補助金	---- (1) 一般政府から市場生産者に対して交付され、(2) 市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、(3) 財貨・サービスの市場価格を低下させるものである、という3つの条件を満たす経常交付金です。制度部門別所得支出勘定では、地方政府等の受取（控除項目）として記録されます。なお、市場生産者に対する支払であっても設備投資を行うための支払は、補助金ではなく資本移転に分類します。また、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は、補助金ではなく経常移転として扱います。

その他の経常移転
(純) ----- 財産所得以外の経常移転(「年金受給権の変動調整」は含まない。)の純受取額であり、大別すると「所得・富等に課される経常税」、「現物社会移転以外の社会給付」、「純社会負担」、「その他の経常移転」に分けられ、制度部門別所得支出勘定の受払の差額が計上してあります。

(3) 県内総生産（支出側）

県経済は、家計、一般政府など各部門が財貨・サービスを購入する面から、すなわち最終生産物に対する支出の面からも把握することができます。

県内総生産（支出側）は、一定期間内に生産された付加価値が分配過程を経た後、どれだけ消費や投資に回り、どれだけ県外との受け払いに向けられたかを示すものです。

<諸項目の用語説明>

民間最終消費支出 ----- 家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計をいいます。

家計最終消費支出 ----- 居住者である家計（個人企業を除く）の行う新たな財貨・サービスの取得に対する支出で、中古品、スクラップ及び生産活動の成果ではない土地の購入は控除されます。なお、財貨・サービスの取得は現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅（持ち家）の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等（給与住宅差額家賃等含む）も含まれます。

対家計民間非営利団体最終消費支出 ----- 対家計民間非営利団体の産出額から、財貨・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成（R&D）を控除したものです。つまり、生産コストのうち、販売収入によりカバーしきれない差額分で、かつ、対家計民間非営利団体が自己消費として使い尽くした部分を示すものです。

地方政府等最終消費支出 ----- 地方政府等の産出額から、他部門に対する財貨・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成（R&D）を控除したものに、現物社会移転（市場産出の購入）を加えたものです。なお、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出されるため、地方政府等最終消費支出ではなく移出に含まれます。

県内総資本形成 ----- 総固定資本形成と在庫変動の合計額です。

総固定資本形成 ----- 原則として1年を超えて繰り返し生産過程に使用されるような資産です。具体的には、民間法人及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）が新規に購入した有形または無形の資産（土地購入費は除く）で、住宅、住宅以外の建物や構築物、コンピュータソフトウェア、土地の造成・改良などが含まれます。

在庫変動 ----- 民間企業、公的企業、一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものです。

財貨・サービスの移出 ---- 財貨・サービスの移出入（純）と統計上の不突合の合計です。
入（純）・統計上の不突合

財貨・サービスの移出 ---- 域内居住者と域外居住者との間の財貨・サービスの受払を示します。なお、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出されるため、移出に含まれます。

統計上の不突合 ---- 県内総生産の生産側と支出側の数値は概念上一致するものですが、推計方法や推計の基礎資料が異なるため、推計値に不一致が生じることがあります。この不一致を統計上の不突合といい、県民経済計算では支出側に計上しています。

域外からの要素所得（純） ---- 県外との雇用者報酬、域外との財産所得の受払を純計で表したもので、県民所得から県内要素所得（要素費用表示の県内純生産）を差し引いて求められます。

5 基本勘定に係る概念と用語説明

5-1 統合勘定

(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

県内総生産勘定（生産側及び支出側）は、主要系列表を統合整理して作成される総括的な勘定であり、市場価格表示の県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）を、貸借の原理などに基づいて表したもので、

勘定の貸方は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総生産（支出側）で、借方は、県内活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産（生産側）となっています。

<諸項目の用語説明>

県内雇用者報酬 ---- 「4-(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照

営業余剰・混合所得 ---- 県内の生産活動によって生み出された純生産の額から雇用者報酬を差し引いたものです。このうち営業余剰は、生産活動への貢献分として法人企業部門の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含みます。一方、混合所得は家計のうち個人企業の取り分であり、家計のうちの持ち家分とは区別されます。なお、一般政府及び対家計民間非営利団体は、定義上産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰を生みません。

固定資本減耗 ---- 建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等再生産可能な固定資産について、通常の破損及び損傷、予見される減失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として県内総生産（生産側）の一部を構成します。

生産・輸入品に課され る税	----	「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
補助金	----	「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
民間最終消費支出	----	「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
地方政府等最終消費 支出	----	「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
総固定資本形成	----	「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
在庫変動	----	「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
財貨・サービスの移出 入（純）	----	「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
統計上の不突合	----	「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照

(2) 県民可処分所得と使用勘定

県民可処分所得と使用勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払のほか、財産所得などの移転所得の受払から構成されています。これは県民可処分所得とその使用的バランスとして統合されたもので、制度部門別所得支出勘定を統合することにより得られます。

<諸項目の用語説明>

民間最終消費支出	----	「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
地方政府等最終消費支出	----	「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
（県民）貯蓄	----	要素所得（県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の受取や各種の経常移転の受取からなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転の支払からなる経常的支出を差し引いた残差項目で、資本蓄積のための原資として資本勘定へ受け継がれます。
県内雇用者報酬	----	「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
県外からの雇用者報酬 (純)	----	労働力を提供したことによる雇用者報酬の県内居住者と県外居住者の間の受払を純計として表したものです。
営業余剰・混合所得	----	「5－1－(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）」を参照
域外からの財産所得 (純)	----	財産所得の域内と域外の間の受払について、受取の純計として表したものです。
生産・輸入品に課される 税（地方政府）	----	「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
補助金（地方政府）	----	「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
域外からの経常移転 (純)	----	財産所得以外の経常移転の域内と域外の間の受払について、受取の純計として表したものです。

(3) 資本勘定

資本勘定は、資本形成とその資本調達のバランスを示したもので、実物取引（資本勘定）と金融取引（金融勘定）に区分されますが、県民経済計算では、金融勘定については資料上の制約から推計していません。

<諸項目の用語説明>

総固定資本形成	---- 「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
固定資本減耗	---- 「5－1－(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）」を参照
在庫変動	---- 「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
純貸出（+）／純借入（-）	---- 貯蓄・資本移転による正味資産の変動から純固定資本形成（総固定資本形成－固定資本減耗）と在庫変動を差し引いたバランス項目です。
県民貯蓄	---- 「5－1－(2) 県民可処分所得と使用勘定」を参照
域外からの資本移転（純）	---- 反対給付を伴わない移転のうち、受取側の資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出などの資金源泉となり、支払側の資産または貯蓄から賄われる移転です。

(4) 域外勘定（経常取引）

域外勘定は、2011年基準以前における県外の視点に加え、域外の視点から記録します。取引は経常取引、資本取引及び金融取引に区分して示されますが、県民経済計算では経常取引について記録します。経常取引では、財貨・サービスの移出（入）に加えて、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府）、財産所得及び経常移転受払が記録され、支払側の経常収支（域外）がバランス項目となります。

域内勘定（県民可処分所得と使用勘定）における域外からの「受取」は、域外勘定（経常取引）では域内への「支払」となります。ただし、雇用者報酬は、県内に常時居住する雇用者の報酬であり、これに係る地域区分は「県内・県外」となります。

<諸項目の用語説明>

財貨・サービスの移出入（純）	---- 「4－(3) 県内総生産（支出側）」を参照
雇用者報酬（支払）	---- 県内居住者の県外活動に基づいて流入する雇用者報酬を計上します。
経常収支（域外）	---- 経常的な取引の収支を意味し、バランス項目として処理されます。
雇用者報酬（受取）	---- 県外居住者の県内活動に基づいて流出する雇用者報酬を計上します。
生産・輸入品に課される税（中央政府）	---- 生産・輸入品に課される税のうち、中央政府に係るものを持ちます。

補助金（中央政府）	---- 補助金のうち、中央政府に係るもの指します。
財産所得（純）	---- 「5-1-(2) 県民可処分所得と使用勘定」を参照
経常移転（純）	---- 「5-1-(2) 県民可処分所得と使用勘定」を参照

5-2 制度部門別所得支出勘定

制度部門別所得支出勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む）及び対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成されます。

「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」の借方に示される生産活動の結果発生した付加価値（所得）が、どの制度部門に配分され、さらに各制度部門間及び県外に様々な移転取引が行われるなかで、それらの所得が最終的にどのように振り分けられているかを示しています。

<諸項目の用語説明>

非金融法人企業	---- 非金融の市場生産に携わる法人企業、準法人企業及び非営利団体からなります。法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、特殊法人等の一部が含まれます。準法人企業には、海外企業の国内支店や国の特別会計の一部等が含まれます。市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを供給する医療機関（医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む）や、介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、さらには経済団体が含まれます。政府による所有・支配に応じて、民間非金融法人企業か公的非金融法人企業に分かれます。
金融機関	---- 全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業に加え、非金融法人企業の場合と同様、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれます。また、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれます。
一般政府（地方政府等）	---- 「3 2015年（平成27年）基準改定による概念の変更」を参照
家計（個人企業を含む）	---- 居住者である人々の集団からなりますが、自営の個人企業（法人企業）も含まれます。なお、個人企業には、自営農家のほか、自宅の自己所有者（持ち家）分も含まれます。
対家計民間非営利団体	---- 政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての非営利団体が含まれます。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれます。
県民雇用者報酬	---- 「4-(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
営業余剰・混合所得	---- 「5-1-(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）」を参照
財産所得	---- 「4-(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照

利子	---- 「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
法人企業の分配所得	---- 「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
配当	---- 株式・出資金に対する配当が該当します。
準法人企業所得からの 引き出し	---- 法人企業ではありませんが、これと同様に行動する制度単位で ある「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き 出す資金を指し、株式会社の持分権者が受け取る配当と性質が 類似するものです。
その他の投資所得	---- 「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
保険契約者に帰属する 投資所得	---- 生命保険や非生命保険の保険契約者から受託された資産である 保険技術準備金からの投資により得られる所得（保険帰属収 益）及び保険契約者配当が含まれます。このうち保険帰属収益 については、現実には保険会社に留保される性格のものです が、保険契約者に帰属するものであるため、保険会社から、保 険契約者にいったん「保険契約者に帰属する投資所得」として 支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会 社に払い戻されるという迂回処理を行います。
年金受給権に係る投資 所得	---- 雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）につい て、制度を運営する年金基金に対して、受給者たる雇用者が保 有する年金受給権に関する投資所得を指し、現実には年金基金 が留保するものありますが、年金基金からいたん家計に支払 われ、家計がこれを追加負担として年金基金に払い戻すとい う迂回処理を行います。
投資信託投資者に帰属 する投資所得	---- 投資信託の留保利益分を指します。現実には投資者に配分され ないものの、投資者に帰属する所得であることから、いたん 投資信託から投資者に支払われ、投資者が同額を投資信託に再 投資した、という迂回処理を行います。なお、本項目計数の計 上は、基礎統計上の制約から2012年度以降のみとなります。
賃貸料	---- 「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
所得、富等に課される 経常税	---- 主に、家計の所得に課される税、法人企業の利潤に課される税 あるいは富に課される税であって、課税期間ごとに定期的に課 されるものからなります。所得税、法人税、道府県民税、市町 村民税等の他に家計の負担する自動車関係諸税、事業税等が該 当します。
現物社会移転以外の 社会給付	---- 社会給付とは、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の 経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニー ズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移 転をいい、(1) 現金による社会保障給付、(2) その他の社会 保険年金給付、(3) その他の社会保険非年金給付、(4) 社会 扶助給付、に分類されます。

現金による社会保障給付	---- 社会保障基金が家計に対して支払う社会給付のうち医療や介護の保険給付分を除いた、現金により支払われる給付です。具体的には、国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付、雇用保険給付、児童手当が含まれます。
その他の社会保険年金給付	---- 一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指します。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含みます。
その他の社会保険非年金給付	---- 社会保障基金や年金基金といった外部機関を利用せず、また自分で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと位置づけられます。具体的には、発生主義による記録を行わない退職一時金のほか、私的保険への拠出金等を含みます。
社会扶助給付	---- 社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府または対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指します。具体的には、一般政府分としては生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分としては無償の奨学金等が含まれます。
純社会負担	---- 社会給付が支払われることに備えて社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払と定義され、具体的には、(1) 雇主の現実社会負担、(2) 雇主の帰属社会負担、(3) 家計の現実社会負担、(4) 家計の追加社会負担の合計から、(5) 企業年金等の運営費用を示す「年金制度の手数料」を控除したものとなります。
雇主の現実社会負担	---- 「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
雇主の帰属社会負担	---- 「4－(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配」を参照
家計の現実社会負担	---- 雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金及び年金基金に対して支払うものを指します。
家計の追加社会負担	---- 年金基金の支払、家計の受取として計上した「年金受給権に係る投資所得」と同額を計上するものです。
(控除) 年金制度の手数料	---- 年金基金の運営に係る費用であり、各年金基金の産出額でもあります。
その他の経常移転	---- (1) 非生命保険金／非生命純保険料、(2) 一般政府内の経常移転、(3) 他に分類されない経常移転に分けられます。

非生命保険金／ 非生命純保険料	---- 非生命保険は、生命保険以外の全てのリスク（事故、疾病、火災等）を網羅する概念で、「非生命保険金」は、支払事由発生ベースで捉えられ、当期の正味支払保険金と未払い保険金に対する準備金の変動額を加えた額（掛け捨て保険に係る分のみ）が計上されます。「非生命純保険料」は、既経過保険料ベースで捉えられ、非生命保険金と同額が計上されます。
一般政府内の経常移転	---- 地方政府等の相互間の経常移転、県内の地方政府等と中央政府、全国社会保障基金との間の経常移転、県内の地方政府等と県外の地方政府等との経常移転からなります。
他に分類されない経常 移転	---- 上記の項目には含まれない制度部門間並びに居住者・非居住者間の経常移転取引が計上され、具体的には、罰金、寄付金、負担金、家計間の仕送り金が含まれ、全制度部門に計上されます。
現物社会移転	---- 一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指し、当該財貨・サービスを市場で購入したものか、非市場産出として生産したものに分かれます。 このうち、「現物社会移転（市場産出の購入）」は、一般政府が家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指します。具体的には、（1）社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分、（2）公費負担医療給付、（3）義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれます。
年金受給権の変動調 整	---- 社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額です。同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は含みません。
貯蓄	---- 「5－1－(2) 県民可処分所得と使用勘定」を参照

6 付表に係る概念

付表は、県民経済計算における主要な項目について、さらに詳細な内訳を示すものです。

(1) 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別県内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料費等の物的経費及びサービスの経費等）を控除する方法によって推計しています。

こうして、求めた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から、固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産を求めます。次いで、これから「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を控除して県内要素所得を推計し、さらにこれから県内雇用者報酬を控除して営業余剰・混合所得を求めます。

(2) 一般政府（地方政府等）（部門別所得支出勘定、部門別政府消費支出）

一般政府（地方政府等）の機関別の所得支出勘定及び消費支出を表しています。

県、市町村、及び地方社会保障基金の3部門に分けられ、各機関別の収入、支出や投資の状況などをみることにより、一般政府（地方政府等）が県民経済で果たしている役割を把握するものです。

(3) 経済活動別従業上の地位別就業者数

労働力の投入量を、総就業者数、雇用者数、自営業主数、無給家族従業者数に分けて示したものです。従業地ベースと常住地ベースがあり、従業地ベースは経済活動別に表示し、常住地ベースは総就業者数と雇用者数を合計でのみ表示しています。自営業主数と無給家族従業者数は、従業地ベース、常住地ベースとも同数として扱っています。

また、いくつかの仕事を兼ねている者、例えば自営業主を本業としながら、副業として雇用者もある者、あるいは2カ所の事業所に雇用されている者は2人と数えるため、「国勢調査」など、1人に付き一就業と数える調査結果と比べ、就業者、雇用者の総数は大きくなります。

さらに、就業時間の短いパートタイム労働者については、人数を就業時間の多少によって調整せずに、フルタイム労働者と同様に1人としています。

II 経済活動別分類（2008SNA 分類）と日本標準産業分類の対応表

経済活動別分類 (2015年(平成27年)基準)	日本標準産業分類 (2013年(平成25年)10月改定)
1 農林水産業	
農業	01 農業 (0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」、014 園芸サービス業を除く)
林業	02 林業 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」
水産業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 碎石製造業
3 製造業	09 食料品製造業 (2181 碎石製造業を除く) (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」、901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」を含む) 32 その他の製造業 952 と畜場
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
電気業	33 電気業
ガス・水道・廃棄物処理業	34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち船舶給水業を除く) 88 廃棄物処理業
5 建設業	06 総合工事業 08 設備工事業
6 卸売・小売業	
卸売業	50 各種商品卸売業 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
小売業	56 各種商品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」を除く) (6033 調剤薬局のうち「調剤」を除く) 61 無店舗小売業 6421 質屋

経済活動別分類 (2015年(平成27年)基準)	日本標準産業分類 (2013年(平成25)年10月改定)
7 運輸・郵便業	361 上水道業のうち船舶給水業 42 鉄道業 49 郵便業(信書便事業を含む) 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業(自動車の保管を目的とする駐車場を除く) 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち学校給食を除く)
9 情報通信業	
通信・放送業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業
情報サービス・映像音声文字情報制作業	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業	62 銀行業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋を除く) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
11 不動産業	
住宅賃貸料	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料※
その他の不動産業	68 不動産取引業 691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場 (所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) (727 著述・芸術家業を除く)

経済活動別分類 (2015年(平成27年)基準)	日本標準産業分類 (2013年(平成25)年10月改定)
	73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの） （746 写真業を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育	7721 配達飲食サービス業のうち学校給食 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 （821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業、8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」を除く）
15 保健衛生・社会事業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 （8511 社会保険事業団体を除く）
16 その他のサービス	014 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業（791 旅行業を除く） 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合（他に分類されないもの） 89 自動車整備業 90 機械等修理業 （901 機械等修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」を除く） 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス （952 と畜場を除く）

※「帰属計算する住宅賃貸料」は、日本標準産業分類にはありません。自己所有住宅などについて通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、市場価格で評価した帰属計算上の住宅賃貸料をさします。

※「管理、補助的経済活動を行う事業所」（小分類の下 1 桁 0 番）は、それぞれの主活動の格付けによります。

※国民経済計算は、2016 年 12 月に公表された「平成 27（2015）年度国民経済計算年報」（内閣府経済社会総合研究所）以降においては、国際連合で採択された新たな国際基準である 2008SNA (=System of National Accounts：国民経済計算体系) に基づいて推計されています。

本県の県民経済計算においても、2008SNA に対応した内閣府経済社会総合研究所の「県民経済計算標準方式（平成 27 年（2015 年）基準版）」に準拠して推計しています。

III 県民経済計算の推計方法

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
1 基本勘定		
1 統合勘定		
(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）	生産側は「経済活動別県内総生産及び要素所得」から作成 支出側は「県内総生産（支出側、名目）」から作成	
(2) 県民可処分所得と使用勘定	制度部門別所得支出勘定の各項目を積み上げて推計	
(3) 資本勘定		
ア 総固定資本形成	支出側で推計した総固定資本形成を計上	
イ 固定資本減耗	経済活動別に推計した固定資本減耗の合計額を計上	
ウ 在庫変動	支出側で推計した在庫変動を計上	
エ 純貸出(+) / 純借入(-)	※バランス項目（下記により算出） 県民貯蓄 + 県外からの資本移転（純） - 統計上の不突合 - 総固定資本形成 + 固定資本減耗 - 在庫変動	
オ 県民貯蓄	制度部門別所得支出勘定の各制度部門の貯蓄の合計額を計上	
カ 域外からの資本移転（純）	資本移転（受取） - 資本移転（支払） ・資本移転（受取） 総固定資本形成 × 資本移転（受取） 全国値 / 総固定資本形成全国値 ・資本移転（支払） 総固定資本形成 × 資本移転（支払） 全国値 / 総固定資本形成全国値	内閣府「国民経済計算年次推計」
キ 統計上の不突合	支出側で推計した統計上の不突合を計上	
(4) 域外勘定（経常取引）		
ア 財貨・サービスの移出入（純）	支出側で推計した財貨・サービスの移出入（純）を計上	
イ 雇用者報酬（支払）	県外への雇用者報酬 - (県内ベース雇用者報酬 - 県民ベース雇用者報酬)	総務省「国勢調査」
ウ 経常収支（域外）	※バランス項目（下記により算出） 雇用者報酬（受取） + 生産・輸入品に課される税（中央政府） - 補助金（中央政府） + 財産所得（純） + 経常移転（純） - 財貨・サービスの移出入（純） - 雇用者報酬（支払）	
エ 雇用者報酬（受取）	県内賃金・俸給 × (県内常住・県外就業者数 / 県内就業者数)	総務省「国勢調査」 県統計課「あいちの勤労」
オ 生産・輸入品に課される税（中央政府）	生産・輸入品に課される税（中央政府、地方政府） - 生産・輸入品に課される税（地方政府）	
カ (控除) 補助金（中央政府）	(控除) 補助金（中央政府、地方政府） - (控除) 補助金（地方政府）	
キ 財産所得（純）	制度部門別所得支出勘定の各制度部門の財産所得の受取及び支払を合計し、その差額を計上	
ク 経常移転（純）	制度部門別所得支出勘定の各制度部門の経常移転の受取及び支払を合計し、その差額を計上	
2 制度部門別所得支出勘定		
(1) 県民雇用者報酬	II-2-(1)参照	
(2) 営業余剰・混合所得		
ア 非金融法人企業	III-1-(7)の合計値 - 金融・保険業の営業余剰 - 家計（個人企業を含む）の営業余剰・混合所得	
イ 金融機関	III-1-(7)の金融・保険業の数値を計上	
ウ 家計（個人企業を含む）	下記の(ア)+(イ)+(ウ)	
(ア) 混合所得（農林水産業）	II-2-(3)-ウ-(ア)参照	
(イ) 混合所得（その他の産業）	II-2-(3)-ウ-(イ) 参照	
(ウ) 営業余剰（持ち家）	II-2-(3)-ウ-(ウ) 参照	
(3) 財産所得		
ア 利子		
(ア) 非金融法人企業	民間企業（受取・支払）：全国値 × 営業余剰の対全国比 公的企業（受取・支払）：決算書等による	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 県統計課「財政収支調査」
(イ) 金融機関	民間企業（受取）：全国値 × 貸出残高等の対全国比 民間企業（支払）：全国値 × 預金残高等の対全国比 公的企業（受取）：機関別全国値 × 各機関の貸出残高等の対全国比 公的企業（支払）：機関別全国値 × 各機関の預金残高等の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(ウ) 一般政府（地方政府等）	II-2-(2)-ア参照	
(イ) 家計（個人企業を含む）	II-2-(2)-イ-(ア)参照	
(オ) 対家計民間非営利団体	II-2-(2)-ウ参照	
イ 法人企業の分配所得		
(ア) 非金融法人企業	民間企業（受取・支払）：全国値 × 営業余剰の対全国比 公的企業（受取・支払）：決算書による	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 県統計課「財政収支調査」
(イ) 金融機関	民間企業（受取・支払）：全国値 × 営業余剰の対全国比 公的企業（受取・支払）：全国値 × 企業所得の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(ア) 一般政府（地方政府等）	II-2-(2)-ア参照	
(イ) 家計（個人企業を含む）	II-2-(2)-イ-(ア) 参照	
(オ) 対家計民間非営利団体	II-2-(2)-ウ参照	

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
ウ 保険契約者に帰属する投資所得 (ア) 非金融法人企業、一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体	(受取) 生命保険分：金融機関の支払額と同額を家計に計上 非生命保険分：金融機関の支払額を非生命純保険料の支払額に応じて制度部門別に分割 (支払) なし	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 損害保険料率算出機構HP
(イ) 金融機関	(受取) 非生命保険分：金融機関の支払額を非生命純保険料の支払額に応じて制度部門別に分割 (支払) 生命保険分：全国値×保険契約高の対全国比 非生命保険分：全国値×非生命保険純保険料の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 生命保険協会HP 損害保険料率算出機構HP
エ 年金受給権に係る投資所得 (ア) 金融機関	(支払) 全国値×厚生年金保険料収納済額の対全国比×内民転換比率 (受取) 金融機関の支払額と同額を計上	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」
オ 投資信託投資者に帰属する投資所得 (ア) 金融機関	(受取) 金融機関の支払額を投資信託受益証券の家計との持ち分比率により分割 (支払) 全国値×預金残高の対全国比 (受取) 金融機関の支払額を投資信託受益証券の金融機関との持ち分比率により分割	内閣府「国民経済計算年次推計」 日本銀行「時系列統計データ」
(イ) 家計（個人企業を含む）		内閣府「国民経済計算年次推計」
カ 貸貸料 (ア) 非金融法人企業	民間企業（受取、支払）：全国値×法人決定価格の対全国比 公的企業（受取、支払）：決算書等による	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「固定資産の価格等の概要調査」 県統計課「財政収支調査」
(イ) 金融機関	民間企業（受取）：なし 民間企業（支払）：全国値×法人決定価格の対全国比 公的企業（受取、支払）：推計しない	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「固定資産の価格等の概要調査」
(ウ) 一般政府（地方政府等）	II-2-(2)-ア参照	
(イ) 家計（個人企業を含む）	(受取) II-2-(2)-イ参照 (支払) 農林水産業分+非農林水産業分+持ち家分 農林水産業分：田畠の10アール当たり小作料×小作地面積 非農林水産業分：世帯数×一世帯当たり地代×借地世帯のうち店舗その他の併用住宅比率 持ち家分：世帯数×一世帯当たり地代×借地世帯のうち専用住宅比率 II-2-(2)-ウ参照	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「固定資産の価格等の概要調査」 日本不動産研究所「田畠価格及び賃貸料調」 農林水産省「農林業センサス」 総務省「家計調査」 総務省「住宅・土地統計調査」
(オ) 対家計民間非営利団体		
(4) 所得・富等に課される経常税	(受取) 決算書等から所得税・法人税・事業税・国際観光旅客税・自動車重量税・自動車税・軽自動車税・狩猟税・県民税・市町村民税を集計し、地方政府分のみを計上 (支払) 受取額を税の種類に応じて、非金融法人企業・金融機関・家計に分割して計上	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 国税庁「国税庁統計年報」 国税庁「名古屋国税局統計」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」 法務省「出入国管理統計」 財務省「国際收支統計」
(5) 純社会負担		
ア 雇主の現実社会負担	(受取) 一般政府：社会保障基金に係る分のうち、地方社会保障基金分のみを計上 金融機関：その他の社会保険制度に係る分を計上 (支払) II-2-(1)-イ参照 (受取)	
イ 雇主の帰属社会負担	帰属社会負担の内容に応じて、非金融法人、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体に分割して計上 (支払) II-2-(1)-ウ参照 (受取)	
ウ 家計の現実社会負担	(受取) 一般政府：社会保障基金に係る分のうち、地方社会保障基金分のみを計上 金融機関：その他の社会保険制度に係る分を計上 (支払) 家計：社会保障基金分+その他の社会保険制度分 ・社会保障基金分：健康保険、厚生年金、国民年金、労働保険、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合、組合管掌健保、全国健康保険協会、介護保険等の家計（雇用者）負担分を積み上げ ・その他の社会保険制度：確定給付型企業年金、確定拠出型年金の家計（雇用者）負担分を積み上げ I-2-(3)-イ参照 (受取) 年金受給権に係る投資所得と同額を金融機関に計上 (支払) 年金受給権に係る投資所得と同額を家計に計上	全国健康保険協会「事業年報」 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」「雇用保険事業年報」「国民健康保険事業年報」「後期高齢者医療事業状況報告」「介護保険事業状況報告」 各共済組合決算資料 国税庁「国税庁統計年報」 県統計課「財政収支調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
エ 家計の追加社会負担		
オ （控除）年金制度の手数料	II-1-(12)-ア-(イ)-b参照 (受取) 年金基金の産出額と同額を金融機関に計上 (支払) 年金基金の産出額と同額を家計に計上	

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
(6) 現物社会移転以外の社会給付		
ア 現金による社会保障給付	(受取) 厚生年金、国民年金、労働保険、共済組合、組合管掌健保、児童手当、災害補償基金等の社会保障基金による現金給付額を積み上げて家計に計上 (支払) 社会保障基金の現金による給付のうち、地方社会保障基金分のみを計上	厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」「雇用保険事業年報」 各共済組合決算資料 県統計課「財政収支調査」 内閣府「児童手当事業年報」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 国税庁「国税庁統計年報」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
イ その他の社会保険年金給付	(受取) 金融機関の支払額と同額を家計に計上 (支払) 確定給付型企業年金、退職一時金（民間分）、確定拠出型年金の現金給付額を積み上げて金融機関に計上	
ウ その他の社会保険非年金給付	II-2-(1)-ウ参照 (受取) 雇主の帰属非年金負担と同額を家計に計上 (支払) 雇主の帰属非年金負担と同額を非金融法人、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体に計上 (受取) 「中央政府支払分+地方政府支払分+対家計民間非営利団体支払分」を家計に計上 中央政府支払分：全国値×人口の対全国比 地方政府支払分：決算資料による 対家計民間非営利団体支払分：全国値×従業数の対全国比 (支払) 地方政府支払分及び対家計民間非営利団体の支払額を計上	
エ 社会扶助給付		内閣府「国民経済計算年次推計」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「人口推計」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(7) その他の経常移転		
ア 非生命保険金	(受取) 損害保険金+定型保証保険金 損害保険金：保険の種類に応じて制度部門に分割して計上する。ただし、中央政府分は計上しない。 定型保証保険金：金融機関に計上 (支払) 「非生命保険金+定型保証保険金」を金融機関に計上	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 損害保険料率算出機構HP 愛知県信用保証協会HP 名古屋市信用保証協会HP 総務省「全国家計構造調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 損害保険料率算出機構HP
イ 非生命保険純保険料	(受取) 非生命保険金の支払額と同額を金融機関に計上 (支払) 損害保険純保険料+定型保証純保険料 損害保険純保険料：保険の種類に応じて制度部門に分割して計上する。ただし、中央政府分は計上しない。 定型保証純保険料：定型保証の内容に応じて非金融法人と家計に分割して計上 地方政府等分について、受取、支払ともに決算書の該当項目を積み上げ	愛知県信用保証協会HP 名古屋市信用保証協会HP 総務省「全国家計構造調査」 県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 総務省「地方財政統計年報」
ウ 一般政府内の経常移転		
エ 他に分類されない経常移転		
(7) 対家計民間非営利団体への経常移転	(受取) 対家計民間非営利団体に計上 全国値×従業者数の対全国比 (支払) 非金融法人企業、金融機関、地方政府等、家計に計上 非金融法人企業、金融機関：全国値×法人事業税の対全国比 地方政府等：決算書による 家計：全国値×負担費の対全国比 ・家計間の仕送り金=遊学仕送り金+その他の仕送り金 (受取) 遊学仕送り金：全国平均値×全国世帯数×学部学生数の対全国比 その他の仕送り金：支払額と同額とする (支払) 遊学仕送り金：県平均値×県世帯数 その他の仕送り金：県平均値×県世帯数 ・一般政府との経常移転 (受取) 非金融法人企業、金融機関：全国値×営業余剰の対全国比 家計：決算書の該当項目を積み上げ (支払) 非金融法人企業、金融機関、家計：決算書の該当項目を積み上げ	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 県税務課「税務統計書」 総務省「全国家計構造調査」 県歳入歳出決算書 総務省「地方財政統計年報」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「全国家計構造調査」 文部科学省「学校基本調査」 県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」
(8) 対家計民間非営利団体以外への経常移転		
(4) 対家計民間非営利団体以外への経常移転		
(9) 罰金	(受取) 支払額のうち、地方政府等分のみを計上 (支払) 一般政府の受取（中央政府+地方政府+社会保障基金）を制度部門分割比率により分割して計上 中央政府分：全国値×法人事業税の対全国比 地方政府分：決算書による 社会保障基金：全国値×現実社会負担の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「地方財政統計年報」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」
(8) 年金受給権の変動調整	年金基金について下記の計算式による算出額を、（受取）家計、（支払）金融機関に計上する。 計算式：雇主の現実社会負担+雇主の帰属社会負担 +家計の現実社会負担+家計の追加社会負担-年金制度の手数料-その他の社会保険年金給付	
(9) 貯蓄	受取合計-支払合計（制度部門別に算出）	
(10) 家計可処分所得、貯蓄率	家計可処分所得=家計最終消費支出+家計貯蓄-年金受給権の変動調整 貯蓄率=貯蓄／（可処分所得+年金受給権の変動調整）	

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
II 主要系列表		
1 経済活動別県内総生産	総生産 = 産出額 - 中間投入額	
(1) 農業		
ア 産出額		
(7) 農業	農業粗生産額 - 苗木生産額 + R&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 苗木生産額 : 成苗数量 × 単価	農林水産省「生産農業所得統計」 県林務課「愛知県林業統計書」
(1) 農業サービス業	全国産出額 × 従業者数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
イ 中間投入額	産出額 × 中間投入比率 * 中間投入比率 : 国の中間投入比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(2) 林業		
ア 産出額		
(7) 育林業	木材生産額 × 育林 / 素材比率 × 民有林比率	農林水産省「農林業センサス」 県林務課「愛知県林業統計書」
(1) 素材生産業	木材生産額 × 民有林比率 + 薪炭生産額 + 栽培きのこ類生産額 + 林野副産物生産額	県統計課「愛知県産業連関表」 農林水産省「林業産出額」
イ 中間投入額	産出額 × 中間投入比率 * 中間投入比率 : 国の中間投入比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(3) 水産業		
ア 産出額		
(7) 海面漁業、海面養殖業	生産額	農林水産省「漁業産出額」
(1) 内水面漁業、内水面養殖業	生産額	県水産課「水産業の動き」
イ 中間投入額	産出額 × 中間投入比率 + FISIM消費額	
ウ 中間投入比率		
(7) 海面漁業、海面養殖業	漁船費等 / 漁労収入 * 漁船費等 = 漁船・漁具費 + 油費 + えさせ代 + 種苗代 + 核代 + 販売手数料 + その他	農林水産省「漁業経営統計調査」
(1) 内水面漁業、内水面養殖業	海面漁業を準用	
(4) 鉱業		
ア 産出額	全国産出額 × 従業者数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
イ 中間投入額	産出額 × 中間投入比率 * 中間投入比率 : 国の中間投入比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(5) 製造業		
ア 産出額	生産額 × 年度転換率 - 在庫品評価調整額 + R&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 * 生産額 = 販売電力収入を除く製造品出荷額等 - 転売仕入額 + 在庫純増 * 年度転換率 = 【2021年度まで】(鉱工業生産指数の年度値 / 同暦年値) × (製造業部門別産出物価指数の年度値 / 同暦年値) 【2022年度以降】内閣府「生産側系列の四半期速報 (生産QNA) (参考系列)」を用いた延長推計 * 在庫品評価調整額 = (在庫品評価調整前名目と在庫純増額 - 在庫品評価調整後名目と在庫純増額) × 年度転換率 (原材料使用額等 - 外注費 - 転売仕入額 - 発電用燃料費) × 年度転換率 + FISIM消費額 + 間接費 + 政府手数料 * 年度転換率 = 【2021年度まで】(鉱工業生産指数の年度値 / 同暦年値) × (製造業部門別投入物価指数の年度値 / 同暦年値) 【2022年度以降】内閣府「生産側系列の四半期速報 (生産QNA) (参考系列)」を用いた延長推計 * 間接費 = 産出額 × 国の間接費比率 * 政府手数料 : 「財政収支調査 (国分)、歳入歳出決算書 (県・市町村分) から積算した政府手数料」 × 経済活動別政府手数料比率	経済産業省「経済構造実態調査 (製造業事業所調査)」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 県統計課「愛知県鉱工業指標」 日本銀行資料 内閣府「生産側系列の四半期速報 (生産QNA) (参考系列)」
イ 中間投入額		経済産業省「経済構造実態調査 (製造業事業所調査)」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 県統計課「愛知県鉱工業指標」 日本銀行資料 県統計課「財政収支調査」 県・市町村歳入歳出決算書 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 内閣府「生産側系列の四半期速報 (生産QNA) (参考系列)」
(6) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業		
ア 産出額		
(7) 電気業	全国産出額を電力会社産出額の比率で発電部門と送配電部門に分割し、自県発電量と自県電力消費量に単位価格を乗じた金額の比率で按分する。	資源エネルギー庁「電力調査統計」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 各電力会社の財務諸表 総務省「国勢調査」 総務省「地方公営企業決算状況調査」
(1) ガス・熱供給業	営業収益 + R&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額	県統計課「財政収支調査」 (一社) 日本熱供給事業協会「熱供給事業便覧」
(ウ) 上水道業・工業用水道業	営業収益 - 受水費 + R&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額	県企業庁決算書 県市町村課「市町村の公営企業のあらまし」
(1) 廃棄物処理業	全国産出額 × 年度転換比率 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指標」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(オ) (政府) 下水道	一般政府の推計結果を使用	

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
(カ) (政府) 廃棄物処理 イ 中間投入額 (ア) 電気業 (イ) ガス・熱供給業 (ウ) 上水道業・工業用水道業 (エ) 廃棄物処理業 (オ) (政府) 下水道 (カ) (政府) 廃棄物	一般政府の推計結果を使用 発電部門、送配電部門別の自県産出額に電力会社の中間投入比率を乗じる。 産出額 × 中間投入比率 + FISIM消費額 * 中間投入比率 = (営業費用 - 人件費 - 減価償却費 - 租税公課) / 営業収益 決算書からの該当項目 + FISIM消費額 産出額 × 中間投入比率 * 中間投入比率 : 国の中間投入比率 一般政府の推計結果を使用 一般政府の推計結果を使用	各電力会社の財務諸表 県統計課「財政収支調査」 (一社) 日本熱供給事業協会「熱供給事業便覧」 県企業庁決算書 県市町村課「市町村の公営企業のあらまし」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(7) 建設業 ア 産出額 (ア) 建築工事、土木工事(公共・民間別) (イ) 補修工事 イ 中間投入額	建設投資推計額 × 出来高ベース工事高見分比率 + R&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 建築工事・土木工事の産出額 × 建設補修率 建設補修率 = 建設補修 / (建築 + 土木) 産出額 × 中間投入比率 * 中間投入比率 : 国の中間投入比率	国土交通省「建設総合統計年度報」 国土交通省「建設投資見通し」 国土交通省「建設工事施工統計調査」 県統計課「愛知県産業連関表」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(8) 卸売・小売業 ア 産出額 (ア) 卸売業 (イ) 小売業 イ 中間投入額 (ア) 卸売業 (イ) 小売業	全国値 × 卸売業分割比率 * 卸売業分割比率 : 自県分の産業別卸売業年間販売額等の対全国比 * 卸売業年間販売額等 = (卸売業年間販売額 - 本支店間移動 - 製造業の販売事業所分) × 卸売業マージン率 + その他の収入額 * 卸売業マージン率 = (商業企業の年間商品販売額 - 商業企業の年間商品仕入額) / 商業企業の年間商品販売額 全国値 × 小売業分割比率 * 小売業分割比率 : 自県分の産業別小売業年間販売額等の対全国比 * 小売業年間販売額等 = (小売業年間販売額 - 本支店間移動) × 小売業マージン率 + その他の収入額 * 小売業マージン率 = (商業企業の年間商品販売額 - 商業企業の年間商品仕入額) / 商業企業の年間商品販売額 産出額 × 中間投入比率 * 中間投入比率 : 国の中間投入比率 産出額 × 中間投入比率 * 中間投入比率 : 国の中間投入比率	経済産業省「商業統計調査」 財務省「法人企業統計調査」 経済産業省「商業動態統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「商業統計調査」 財務省「法人企業統計調査」 経済産業省「商業動態統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(9) 運輸・郵便業 ア 産出額 (ア) 鉄道業 (イ) 道路運送業 a 道路旅客業 b 道路貨物輸送業 (ウ) 水運業 a 外洋輸送業 b 沿海内水面輸送業 c 港湾運送業 (エ) 航空運輸業 (カ) その他の運輸業 a 貨物運送取扱業 b 倉庫業 c こん包業 d 道路輸送施設提供業 (ア) 高速道路、有料道路、自動車ターミナル (イ) 路外駐車場	営業収入 + R&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 a + b + R&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 営業収入 全国産出額 × 年度転換率 × 輸送トン数の対全国比 全国産出額 × 年度転換比率 × 外国貿易貨物量(輸出)の対全国比 全国産出額 × 年度転換比率 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比 全国産出額 × 年度転換比率 × 海上出入貨物量の対全国比 全国産出額 × 年度転換比率 × 利用者数の対全国比 全国産出額 × 年度転換比率 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比 全国産出額 × 年度転換比率 × 平均月末在庫量の対全国比 + 資源備蓄事業 全国産出額 × 年度転換比率 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比 営業収入 全国産出額 × 年度転換比率 × 駐車可能台数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 中部運輸局業務資料 国土交通省「貨物地域流動調査」 県統計課「財政収支調査」 中部運輸局業務資料 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指標」 国土交通省「自動車輸送統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指標」 国土交通省「港湾統計年報」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指標」 国土交通省「空港管理状況調書」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指標」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」 国土交通省「倉庫統計季報」 内閣府地方創生推進事務局資料 日本高速道路保有・債務返済機構「決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報」 国土交通省「自動車駐車場年報」

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
e 水運施設管理・その他の水運附帯サービス業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×1人当たり現金給与の対全国比	観光庁資料
f 航空施設管理（市場生産者）・ その他の航空附帯サービス業	全国産出額×年度転換比率×航空運輸業産出額（上記（エ））の対全国比	
g 旅行・その他の運輸附帯サービス業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×1人当たり現金給与の対全国比+民泊仲介業者（プラットフォーマー）への支払（仲介手数料）	
(h) 郵便業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(†) (政府) 水運施設管理	一般政府の推計結果を使用	
(†) (政府) 航空施設管理	一般政府の推計結果を使用	
イ 中間投入額	産出額×中間投入比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(†) 鉄道業～(h) 郵便業	* 中間投入比率：国の中間投入比率（各業種別の比率）	
(†) (政府) 水運施設管理	一般政府の推計結果を使用	
(†) (政府) 航空施設管理	一般政府の推計結果を使用	
(10) 宿泊・飲食サービス業		
ア 産出額	業種別に下記により推計する。	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(†) 飲食サービス業、 (†) 旅館・その他の宿泊所	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×1人当たり現金給与の対全国比	
イ 中間投入額	産出額×中間投入比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(†) 飲食サービス業	* 中間投入比率：国の中間投入比率（各業種別の率）	
(†) 旅館・その他の宿泊所		
(11) 情報通信業		
ア 産出額		内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(†) 電信・電話業		
a 電信・電話業	全国産出額×年度転換比率×電話発信回数の対全国比	
通信業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×1人当たり現金給与の対全国比	
電気通信に附帯するサービス業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×1人当たり現金給与の対全国比	
b インターネット附随サービス業		
(†) 放送業	a+b+c+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額	県統計課「財政収支調査」
a 公共放送業	受信料+交付金収入（選挙放送分）	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」
b 民間放送業	放送収入+制作収入+番組販売収入-代理店手数料	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
c 有線放送業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×1人当たり現金給与の対全国比	
(†) 情報サービス業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×1人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(†) 映像・音声・文字情報制作業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×1人当たり現金給与の対全国比	内閣府経游社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
イ 中間投入額	産出額×中間投入比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(†) 電信・電話業	* 中間投入比率：国の中間投入比率（各業種別の率）	
～(†) 映像・音声・文字情報制作業		
(12) 金融・保険業		
ア 産出額		
(†) 金融業	日本銀行の産出額+預金取扱機関の産出額+その他の金融機関の産出額+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額	
a 日本銀行	受取手数料（全国値）×従業者数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 県統計課「財政収支調査」
b 預金取扱機関	FISIM産出額+受取手数料 ・ FISIM産出額=借り手側FISIM（全国値×貸出金残高の対全国比）+貸し手側FISIM（全国値×預金残高の対全国比） ・ 受取手数料=全国値×（預金残高+貸出金残高）の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 日本銀行「時系列統計データ」
c その他の金融機関	受取手数料（全国値）×従業者数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(†) 保険業	生命保険の産出額+年金基金の産出額+非生命保険の産出額+定型保証の産出額+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額	
a 生命保険	全国値×保有契約金額の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 生命保険協会HP
b 年金基金	全国値×加入者数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 各年金基金HP
c 非生命保険	保険料+財産運用純益-保険金-準備金純増額 ・ 損害保険会社、外国損害保険会社、漁業共済：全国値×保険料、保険金の対全国比 ・ 火災共済、農業共済、交通共済：決算関係資料による	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 損害保険料率算出機構HP 愛知火災共済協同組合「事業報告書」 愛知県農業共済組合HP 県市町村課「市町村行財政のあらまし」

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
d 定型保証	信用保証協会分+住宅ローン保証分 ・信用保証協会：決算関係資料による ・住宅ローン保証：全国値×住宅・土地負債額の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 愛知県信用保証協会決算書 名古屋市信用保証協会決算書 総務省「全国家計構造調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
イ 中間投入額	産出額×中間投入比率 ・中間投入比率：国の中間投入比率（金融・保険業別）	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 内閣府地方創生推進事務局資料 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(13) 不動産業		
ア 産出額		
(7) 住宅賃貸業（持ち家等の帰属家賃を含む）	支出系列で推計した家賃（民泊分を控除）+民泊総産出額のうち自県分の住宅宿泊サービス支払額+自社開発ソフトウェア産出額 II-3-(1)-ア 参照	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 観光庁資料 内閣府地方創生推進事務局資料 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(4) 不動産仲介業、不動産賃貸業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×一人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 内閣府地方創生推進事務局資料 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
イ 中間投入額	産出額×中間投入比率 中間投入比率：国の中間投入比率（各業種別）	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 内閣府地方創生推進事務局資料 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(14) 専門・科学技術、業務支援サービス業		
ア 産出額		
(7) 研究開発サービス、(イ) 広告業、	業種別に下記により推計する。	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(ウ) 物品販賣サービス、	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×一人当たり現金給与の対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」
(イ) その他の対事業所サービス業		総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(オ) 獣医業	全国産出額×獣医師数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 農林水産省「獣医師の届出状況」
(カ) (政府) 学術研究	一般政府の推計結果を使用	
(キ) (非営利) 自然・人文科学研究機関	対家計民間非営利団体の推計結果を使用	
イ 中間投入額		
(7) 研究開発サービス～(オ) 獣医業	産出額×中間投入比率 * 中間投入比率：国の中間投入比率（各業種別の率）	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(カ) (政府) 学術研究	一般政府の推計結果を使用	
(キ) (非営利) 自然・人文科学研究機関	対家計民間非営利団体の推計結果を使用	
(15) 公務		
ア 産出額	一般政府の推計結果を使用	
イ 中間投入額	一般政府の推計結果を使用	
(16) 教育		
ア 産出額		
(7) 教育	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×一人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」
(イ) (政府) 教育	一般政府の推計結果を使用	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(ウ) (非営利) 教育	対家計民間非営利団体の推計結果を使用	厚生労働省「毎月勤労統計調査」
イ 中間投入額		
(7) 教育	産出額×中間投入比率 * 中間投入比率：国の中間投入比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(イ) (政府) 教育	一般政府の推計結果を使用	
(ウ) (非営利) 教育	対家計民間非営利団体の推計結果を使用	
(17) 保健衛生・社会事業		
ア 産出額		
(7) 医療・保険		
a 医療業	(a)+(b)+(c)+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額	厚生労働省「国民医療費」 社会保険診療報酬支払基金「年度統計」
(a) 公費負担分、保険者等負担分、患者負担分	全国値×支部別管掌別診察報酬等確定金額の対全国比	
(b) 後期高齢者医療給付分	本県の医療給付費 (a)+(b) × 保険外診療比率	厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(c) 保険適用外診療分	* 保険外診療比率：保険外診療収入／保険診療収入 業種別に下記により推計する。	
b 保健衛生業、c 社会福祉業	全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比×一人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指数」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(イ) 介護	介護給付・予防給付費用額+市町村特別給付費用額+自社開発ソフトウェア産出額	厚生労働省「介護保険事業状況報告」
(ウ) (政府) 保健衛生・社会福祉	一般政府の推計結果を使用	
(イ) (非営利) 社会福祉	対家計民間非営利団体の推計結果を使用	
イ 中間投入額		
(7) 医療・保険～(イ) 介護	産出額×中間投入比率 * 中間投入比率：国の中間投入比率（各業種別の率）	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(ウ) (政府) 保健衛生・社会福祉	一般政府の推計結果を使用	
(イ) (非営利) 社会福祉	対家計民間非営利団体の推計結果を使用	

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
(18) その他のサービス ア 産出額 (ア) 自動車整備・機械修理業 a 自動車整備業 b 機械修理業	全国産出額 × 年度転換比率 × 自動車保有台数の対全国比 全国産出額 × 年度転換比率 × 従業者数の対全国比 × 一人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指標」 中部運輸局「数字でみる中部の運輸」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指標」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(イ) 会員制企業団体、(カ) 娯楽業、 (カ) 洗濯・理容・美容・浴場業、 (オ) その他の対個人サービス業	業種別に下記により推計する。 全国産出額 × 年度転換比率 × 従業者数の対全国比 × 一人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 経済産業省「第3次産業活動指標」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(カ) (政府) 社会教育 (キ) (非営利) 社会教育 (ク) (非営利) その他	一般政府の推計結果を使用 対家計民間非営利団体の推計結果を使用 対家計民間非営利団体の推計結果を使用	
イ 中間投入額 (ア) 自動車整備・機械修理業 ～(オ) その他の対個人サービス業 (カ) (政府) 社会教育 (キ) (非営利) 社会教育 (ク) (非営利) その他	産出額 × 中間投入比率 * 中間投入比率：国の中間投入比率（各業種別の率） 一般政府の推計結果を使用 対家計民間非営利団体の推計結果を使用 対家計民間非営利団体の推計結果を使用	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(19) 輸入品に課される税・関税	全国値 × 県内総生産の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(20) (控除) 総固定資本形成に係る消費税	企業設備の消費税控除額 + 在庫変動の消費税控除額 * 企業設備の消費税控除額：支出系列で求めた民間企業設備及び公的企業設備に消費税の投資控除税額比率を乗じる。 * 在庫変動の消費税控除額：支出系列で求めた民間在庫変動及び公的在庫変動に消費税の投資控除税額比率を乗じる。	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(21) 一般政府 ア 産出額 イ 総生産 ウ 雇用者報酬	一般政府が行う経済活動について、経済活動別に産出額、総生産等を推計し、該当の経済活動別の推計値として使用する。 産出額 = 総生産 + 中間投入額 総生産 = 雇用者報酬 + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税 中央政府：財政収支調査、決算書から該当項目を集計 地方政府：決算書から該当項目を集計	県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」 総務省「地方財政統計年報」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
エ 固定資本減耗	経済活動別産出額（固定資本減耗を除く）× 国の経済活動別固定資本減耗比率 国の中間投入 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比	
オ 生産・輸入品に課される税	自動車重量税、国有資産所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金	県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」 県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」 総務省「地方財政統計年報」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
カ 中間投入額	中央政府：財政収支調査、決算書から該当項目を集計 地方政府：決算書から該当項目を集計	県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」 県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」 総務省「地方財政統計年報」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(22) 対家計民間非営利団体 ア 産出額 イ 中間投入額	対家計民間非営利団体が行う経済活動について、経済活動別に産出額、中間投入を推計し、該当の経済活動別の推計値として使用する。 国の産出額 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比 国の中間投入 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比 (固定資本減耗、生産・輸入品に課される税も同様に推計) 以下の(23)「R&D産出額」、(24)「自社開発ソフトウェア産出額」、(25)「FISIM消費額」は必要に応じて経済活動別で推計し、産出額または中間投入額に加算する。	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(23) R&D産出額	経済活動別R&D産出額 = 国の経済活動別R&D産出額 × 「研究者・技術者」の経済活動別人数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「国勢調査」
(24) 自社開発ソフトウェア産出額	経済活動別自社開発ソフトウェア産出額 = 産出額 × {国の中間投入 × 従業者数の対全国比} / 国の経済活動別産出額 (自社開発ソフトウェアを除く)	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(25) FISIM消費額	経済活動別FISIM消費額 = 経済活動別産出額 × (国の借り手側FISIM消費比率 + 国の貸し手側FISIM消費比率) * 国の借り手側FISIM消費比率 = 国の借り手側FISIM消費額 / 国の経済活動別産出額 * 国の貸し手側FISIM消費比率 = 国の貸し手側FISIM消費額 / 国の経済活動別産出額	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
2 県民所得及び県民可処分所得の分配		
(1) 県民雇用者報酬	県民雇用者報酬 = 県内雇用者報酬 - 県外流出額 + 県内流入額 ・ 県内雇用者報酬 : 下記ア~ウにより推計 ・ 県外流出額 = 県内賃金・俸給 × (県外常住・県内就業者数 / 県内就業者数) ・ 県内流入額 = 県内賃金・俸給 × (県内常住・県外就業者数 / 県内就業者数) × 賃金格差係数	総務省「国勢調査」 県統計課「あいちの勤労」
ア 賃金・俸給		
(ア) 現金・現物給与		
a 農業	農家分 + 農業法人事業体分 + 有給家族従業者給与 ・ 農家分 : 一戸当たり農業雇人費 × 農家戸数 ・ 農業法人事業体分 : 1人当たり雇用者報酬 × 1人当たり現金給与の対全国比 × 農業法人雇用者数 ・ 有給家族従業者給与 : 平均給与 × 家族従業者数 × 有給割合 (林業、水産業も同じ)	農林水産省「農業経営統計調査」 農林水産省「農林業センサス」 財務省「法人企業統計」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
b 林業	林家分 + 林業法人事業体分 + 有給家族従業者給与 ・ 林家分 : 県内純生産 × 林野面積の個人分割合 × 雇用労賃率 ・ 林業法人事業体分 : 1人当たり雇用者報酬 × 1人当たり現金給与の対全国比 × 林業法人雇用者数	農林水産省「林業経営統計調査」 農林水産省「農林業センサス」 財務省「法人企業統計」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 農林水産省「漁業経営統計調査」
c 水産業	県内純生産 × 雇用労賃率 + 有給家族従業者給与	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 農林水産省「漁業経営統計調査」
d その他の産業	常用雇用者分 + 臨時・日雇分 ・ 常用雇用者分 : 常用雇用者数 × 一人当たり平均賃金 ※一人当たり平均賃金 = 事業所規模 5 人以上の平均賃金と事業所規模 4 人以下の平均賃金を、規模別雇用者数により加重平均したもの ・ 臨時・日雇分 : 常用雇用者一人当たり平均年間給与 × 臨時・日雇賃金比率 × 臨時・日雇労働者数	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 県統計課「国勢調査」 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
e 公務	決算書より該当項目を積み上げ	県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書
(イ) 役員報酬(給与・賞与)	常用雇用者の一人当たり平均賃金 × 役員と従業員の報酬格差 × 役員数	県市町村課「市町村行財政のあらまし」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(ウ) 議員歳費及び委員報酬	決算書より該当項目を積み上げ	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 県歳入歳出決算書
(エ) 給与住宅差額家賃	(現金・現物給与 + 役員報酬) × 給与住宅差額家賃比率	県市町村課「市町村行財政のあらまし」
イ 扱主の現実社会負担	社会保障基金分 + その他の社会保険制度分 ・ 社会保障基金分 : 健康保険、厚生年金、国民年金、労働保険、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合、組合管掌健保、全国健康保険協会、児童手当、災害補償基金、介護保険等の雇主負担分を積み上げ ・ その他の社会保険制度 : 確定給付型企業年金、退職一時金(民間分)、確定拠出型年金の雇主負担分を積み上げ	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 全国健康保険協会「事業年報」 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」「雇用保険事業年報」「国民健康保険事業年報」「後期高齢者医療事業状況報告」「介護保険事業状況報告」 各共済組合決算資料 県統計課「財政収支調査」 国税庁「国税庁統計年報」 内閣府「児童手当事業年報」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
ウ 扱主の帰属社会負担	帰属年金負担 + 帰属非年金負担 ・ 帰属年金負担 = 全国値 × 厚生年金保険の保険料収納済額の対全国比 - 確定給付型企業年金及び退職一時金(民間分)の雇主負担分 ・ 帰属非年金負担 = 退職一時金(政府分) + 公務災害補償 + 現金・現物給与 × その他の帰属非年金負担比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」
(2) 財産所得		
ア 一般政府(地方政府等)	地方社会保障基金は財政収支調査、県・市町村は歳入歳出決算書より集計	県統計課「財政収支調査」
(ア) 受取、(イ) 支払	地方債利子、事業債利子、一時借入金利子、支払利子、賃貸料等を集計	県歳入歳出決算書 総務省「地方財政統計年報」
イ 家計		
(ア) 利子		
a 受取		
(a) 一般預金利子	全国値 × 預金残高の個人分割合 × 県個人預金残高の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 日本銀行「時系列統計データ」
(b) 社内預金利子	県社内預金額 × 社内預金利子率の事業所規模別加重平均	愛知労働局資料
(c) 信託利子	全国値(家計分) × 県個人預金残高の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 日本銀行「時系列統計データ」
(d) 有価証券利子	全国値(家計分) × 県個人預金残高の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 日本銀行「時系列統計データ」
b 支払(消費者負債利子)	・ 銀行分 : 全国値 × 県負債現在高(住宅・土地のための負債を除く)の対全国比 ・ 生命保険会社分 : 全国値 × 県保有契約高の対全国比 ・ その他分 : 全国値 × 県負債現在高(住宅・土地のための負債を除く)の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「全国家計構造調査」 生命保険協会HP
(i) 配当(受取)	配当金 = 全国値 × 県配当所得の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 国税庁「国税庁統計年報」
(ウ) その他の投資所得(受取)	I-2-(3)-ウ、エ、オ参照 保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得の家計受取分を合計	

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
(1) 賃貸料（受取） 土地 ウ 対家計民間非営利団体	県支払賃貸料×国の受取・支払賃貸料比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(7) 受取	利子+配当+保険契約者に帰属する投資所得+賃貸料 ・利子、配当、賃貸料：全国値×従業者数の対全国比 ・保険契約者に帰属する投資所得：非生命保険の帰属収益×保険料の制度部門別分割比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(4) 支払	利子+賃貸料 ・利子、賃貸料：全国値×従業者数の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(3) 企業所得 ア 民間法人企業所得 (7) 非金融法人企業	民間非金融法人企業営業余剰+受取財産所得-支払財産所得 ・民間非金融法人企業営業余剰=営業余剰・混合所得（県値計）-金融・保険業の営業余剰-家計（個人企業）の営業余剰・混合所得-公的非金融法人企業の営業余剰 ・受取財産所得、支払財産所得：I-2-(3)-ア-(7)参照	
(4) 金融機関	民間金融機関の営業余剰+受取財産所得-支払財産所得 ・民間金融機関の営業余剰=金融・保険業の営業余剰-公的金融機関の営業余剰 ・受取財産所得、支払財産所得：I-2-(3)-ア-(4)参照	
イ 公的企业所得 (7) 非金融法人企業		
a 国関係	西日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、中小企業基盤整備機構、日本郵便(株)、都市再生機構、国立病院機構の企業所得を積み上げ	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 県統計課「財政収支調査」 各社HP
b 地方関係	水道事業、工業用水道事業、用地造成事業、港湾整備事業、県営住宅管理事業、愛知県競馬組合、愛知県住宅供給公社、愛知県道路公社、愛知県土地開発公社、名古屋高速道路公社、名港管理組合、交通事業、市場事業、競馬・競輪・モーターボート事業等の企業所得を積み上げ	県統計課「財政収支調査」 県・市歳入歳出決算書 県公営企業会計決算書 県市町村課「市町村の公営企業のあらまし」 各公社決算書
(4) 金融機関	日本銀行、財政投融資特別会計、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、交通災害共済事業の企業所得を積み上げ	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 県統計課「財政収支調査」 各社HP 市町村行財政のあらまし
ウ 個人企業所得 (7) 農林水産業	農林水産業混合所得-支払利子-支払賃貸料 ・農林水産業混合所得=農林水産業純生産-農林水産業雇用者報酬-農林水産業民間法人営業余剰（民間法人企業所得*×農林水産業割合**×営業余剰への転換比率） *民間法人企業所得=全経済活動の営業余剰・混合所得（県値）×民間法人企業の営業余剰・財産所得（純）（全国値）／全経済活動の営業余剰・混合所得（全国値） **農林水産業割合：法人事業税（県値）の全業種に対する農林水産業の比率 ・支払利子=全国値×農林水産系金融機関の貸付金残高の対全国比 ・支払賃貸料=田畠の10アール当たり賃貸料×借入耕地面積	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 県税務課資料 農林中金総合研究所HP 日本不動産研究所「田畠価格及び賃貸料調」 農林水産省「農林業センサス」
(4) その他の産業	その他の産業混合所得-支払利子-支払賃貸料 ・その他の産業混合所得=本業混合所得*+内職混合所得**+兼業混合所得*** *本業混合所得=一企業当たり本業混合所得×所得格差×個人企業数 **内職混合所得=一企業当たり本業混合所得×内職所得比率×内職者数 ***兼業混合所得=一企業当たり本業混合所得×兼業比率×個人企業数 ・支払利子=全国値×非農林個人企業数の対全国比 ・支払賃貸料=1世帯当たり地代×世帯数×住宅総数に占める店舗併用住宅比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 国税庁「国税庁統計年報」 総務省「国勢調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 総務省「家計調査」 総務省「住宅・土地統計調査」
(ウ) 持ち家	持ち家の営業余剰-支払利子-支払賃貸料 ・持ち家の営業余剰=持ち家の帰属家賃×営業余剰率 ・支払利子=全国値×住宅・土地のための負債額の対全国比 ・支払賃貸料=1世帯当たり地代×世帯数×住宅総数に占める持ち家比率	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「全国家計構造調査」 総務省「家計調査」 総務省「住宅・土地統計調査」
(4) その他の経常移転（純）	制度部門別所得勘定の財産所得以外の経常移転の各項目を積み上げ	
(5) 県民可処分所得	I-2-(10)参照	
3 県内総生産（支出側） (1) 民間最終消費支出 ア 家計最終消費支出	家計最終消費支出+対家計民間非営利団体最終消費支出 1 全国消費実態調査、全国家計構造調査による13目的分類別家計最終消費支出の推計 以下の手順で、全国分と本県分の消費支出額を推計する。（調査年次以外は、補間、補外による。） (1) 全国消費実態調査、全国家計構造調査による1世帯当たり品目別年度支出額×世帯数	総務省「全国家計構造調査」 総務省「国勢調査」

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
	(2) 上記で求めた品目別消費支出額を、家計の13目的分類に仕分ける。 (3) 下記の項目を別途推計し、該当する13目的分類に加算 ・ 加算項目 生命保険サービス（生産系列より） 年金基金サービス（生産系列より） 証券手数料 FISIM 消費額 ・ 全国消費実態調査、全国家計構造調査の推計値から控除後、別途加算する項目 家賃（持家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む） 非生命保険サービス（生産系列より） 自動車購入費（全国値×「新車登録台数×平均単価」の対全国比） 医療費（生産系列より） 介護費（生産系列より） 2 国値分割により家計最終消費支出を推計 (1) 国値 国内ベースから国民ベースに転換 「13目的分類別最終消費支出」 + 輸入（直接購入） - 輸出（直接購入） (2) 分割比率 1で推計した全国消費実態調査による13目的分類別の「県／国」の比率を使用する 産出額 - 財貨・サービスの販売 - 自己勘定総固定資本形成（R&D） * 産出額：生産系列より * 財貨・サービスの販売 = 全国値 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比 * 自己勘定総固定資本形成（R&D） = 全国値 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「住宅・土地統計調査」 総務省「小売物価統計調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省「産業連関表（全国表）」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 厚生労働省「毎月労働統計調査」
イ 対家計民間非営利団体最終消費支出		
(2) 地方政府等最終消費支出	「非市場生産者（政府）」部門の産出額（地方政府等） + 現物社会移転（市場産出の購入） - 財貨・サービスの販売 - 自己勘定総固定資本形成（R&D） * 「非市場生産者（政府）」部門の産出額（地方政府等）：II-1-(21)参照 * 現物社会移転（市場産出の購入）： 医療費、介護費のうち社会保障基金からの給付分、公費負担医療、教科書購入費 * 財貨・サービスの販売： 授業料、手数料、使用料（除発電水利料）、建物貸付料、下水道料金収入等 * 自己勘定総固定資本形成（R&D） = 国の一般政府のR&D × 政府産出額の対全国比	県統計課「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課「市町村行財政のあらまし」 総務省「地方財政統計年報」 厚生労働省「国民医療費」 内閣府「国民経済計算年次推計」
(3) 県内総資本形成	総固定資本形成 + 在庫変動	
ア 総固定資本形成		
(ア) 民間		
a 住宅	県内の民間建築（居住用）出来高を計上。	国土交通省「建設総合統計年度報」
b 企業設備		内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(a) 製造業	全国値 × 経済構造実態調査による推計分の対全国比 * 経済構造実態調査による推計分 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定	経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」
(b) 製造業以外	県の総生産（製造業以外） × 国民経済計算の総生産に対する民間企業設備の比率（製造業以外）	内閣府「国民経済計算年次推計」
(c) 育成生物資源	全国値 × 「果実(果樹) + 乳牛 + その他の畜産」産出額の対全国比	農林水産省「生産農業所得統計」
(d) 研究開発及びコンピューター・ソフトウェア	県の総生産 × 国民経済計算の総生産に占める研究・開発及びコンピューター・ソフトウェアの投資額の比率	内閣府「国民経済計算年次推計」
(e) 娯楽作品原本	全国値 × 県の「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計 - (NHKの受信料収入 + 交付金収入(放送受信契約数で県別按分)) の対全国比	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 日本放送協会「N H K 年鑑」
(イ) 公的		
a 住宅	県内の公共建築（居住用）出来高を計上	国土交通省「建設総合統計年度報」
b 企業設備	決算書等から集計した企業設備額R&D投資額 + 娯楽作品原本の全国値 × 「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計の対全国比	県統計課「財政収支調査」 県・市町村歳入歳出決算書 内閣府「国民経済計算年次推計」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 内閣府「国民経済計算年次推計」
c 中央政府等、地方政府等	財政収支調査、決算書から集計した額に、コンピュータソフトウェア、R&D分を加算 * コンピュータソフトウェア、R&D分 = 財政収支調査、決算書から集計した額 × コンピュータソフトウェア、R&D投資比率	
イ 在庫変動	ア 産出額 × 国の在庫残高比率 イ ア / 在庫残高デフレータ（年度末） ウ 年度末実質残高(イ) - 前年度末実質在庫残高 エ ウ × 在庫変動デフレータ（年度平均）	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料

項目	推計方法	主な照会先又は資料名
(4) 財貨・サービスの移出入（純）・ 統計上の不突合 (ア) 財貨・サービスの移出 (イ) 財貨・サービスの移入 (ウ) FISIMの移出入（純） (エ) 移出入（純） (オ) 統計上の不突合	<p>県産業連関表の県内生産額×移出率 + 非市場生産者（政府）の産出額（中央政府等）+ 現物社会移転（市場産出の購入） - 財貨・サービスの販売（中央政府等） - 自己勘定総固定資本形成（R&D）（中央政府等） * 移出率 = 移輸出額／県内生産額 （中間需要 + 民間最終消費支出 + 地方政府等最終消費支出 + 総固定資本形成） × 移入率 * 中間需要：生産系列で推計した中間投入額 × 産業連関表の各部門の構成比 * 民間最終消費支出：支出系列で推計した民間最終消費支出 × 産業連関表の各部門の構成比 * 地方政府等最終消費支出：支出系列で推計した地方政府等最終消費支出 × 産業連関表の各部門の構成比 * 総固定資本形成：支出系列で推計した総固定資本形成 × 産業連関表の各部門の構成比 * 移入率 = 移輸入額（関税・輸入商品税を除く）／{中間需要額 + 最終需要額（移輸出額を除く）} FISIM産出額（生産系列より） - FISIM消費額 移出（FISIMを除く） - 移入（FISIMを除く） + FISIMの移出入（純） 県内総生産（生産側） - {（民間最終消費支出 + 地方政府等最終消費支出 + 県内総固定資本形成 + 移出入（純））}</p>	県統計課「愛知県産業連関表」 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(5) 域外からの要素所得（純）	県民所得（分配） - 県内要素所得（純生産）	
(6) 県民総所得	県内総生産（支出側） + 域外からの要素所得（純）	
III 付表		
1 経済活動別県内総生産及び要素所得 (1) 産出額・中間投入額・総生産	II-1（経済活動別県内総生産）の結果を使用	
(2) 固定資本減耗	経済活動別産出額 × 国の経済活動別固定資本減耗比率 * 国の経済活動別固定資本減耗比率 = 国の経済活動別固定資本減耗 / 国の経済活動別産出額	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(3) 生産・輸入品に課される税	1 市場生産者分 国 の 経 済 活 动 别 生 产 · 輸 入 品 に 課 さ れ る 税 × 経 游 活 动 别 総 生 产 の 対 全 国 比 2 政府分 中央政府：財政収支調査から集計 地方政府（県・市町村）：決算書から集計 3 対家計民間非営利団体 全国値 × 従業者数の対全国比 × 1人当たり現金給与の対全国比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 県統計課「財政収支調査」 県・市町村歳入歳出決算書
(4) 補助金	国 の 経 游 活 动 别 补 助 金 × 経 游 活 动 别 総 生 产 の 対 全 国 比	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(5) 県内要素所得（純生産）	総生産 - 固定資本減耗 - 生産・輸入品に課される税 + 補助金	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(6) 県内雇用者報酬	経済活動別に内ベース雇用者報酬を求める。 II-2-(1) 参照	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部資料
(7) 営業余剰・混合所得	県内要素所得 - 県内雇用者報酬	